

京都市死体解剖保存法の施行に関する要綱

令和4年7月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、死体解剖保存法（以下「法」という。）、及び死体解剖保存法施行規則（以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める申請書により市長又は保健所長に申請しなければならない。

- (1) 法第2条第1項の規定による許可 死体解剖許可申請書（第1号様式）
- (2) 法第9条ただし書きの規定による許可 解剖室外死体解剖許可申請書（第2号様式）
- (3) 法第19条第1項の規定による許可 死体保存許可申請書（第3号様式）

2 前項第1号による死体解剖許可申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 死亡の事実を証明する書類（省令第一号書式）
- (2) 解剖に関して遺族の承諾を得たとき 解剖に関する遺族の承諾書（省令第二号書式）
- (3) 法第7条第2号の規定に該当するとき 法第7条第2号の規定に該当することを証する証明書（省令第三号書式）
- (4) 解剖者が医師又は歯科医師のとき 医師又は歯科医師の免許証の写し
- (5) 解剖者が医師又は歯科医師でないとき 履歴書

3 第1項第3号による死体保存許可申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 保存に関して遺族の承諾を得たとき 死体保存に関する遺族の承諾書（第4号様式）
- (2) 遺族の所在が不明で死体の保存に関して遺族の承諾を得られないとき 死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書（第5号様式）

(許可)

第4条 次の各号に掲げる許可は、市長又は保健所長が当該各号に定める許可証を交付することにより行うものとする。

- (1) 法第2条第1項の規定による許可 死体解剖許可証（第6号様式）
- (2) 法第9条ただし書きの規定による許可 解剖室外死体解剖許可証（第7号様式）
- (3) 法第19条第1項の規定による許可 死体保存許可証（第8号様式）

(処分届)

第5条 法第19条第1項の許可を受けた者で、当該許可に係る死体を処分しようとする者は、保存死体処分届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補足)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

第1号様式

死体解剖許可申請書

年 月 日

(宛先) 京都市保健所長

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、法人の名称及び代表者名)

電 話

下記のとおり死体を解剖したいので、死体解剖保存法第2条第1項の規定により申請します。

記

解剖をしようとする者の住所、氏名及び年齢	住 所	〒
	氏 名	年齢
医師又は歯科医師であるときはその旨		
解剖を必要とする理由		
解剖をしようとする場所		〒
解剖に関する履歴の詳細 (解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数等を明記のこと。)		
死者の住所、氏名、生年月日及び性別 (死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別)	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別

添付書類

- (1) 死亡診断書 (又は死体検案書) 抄 (省令第一号書式)
- (2) 解剖に関する遺族の承諾書 (省令第二号書式) 又は遺族の諾否確認不能証明書 (省令第三号書式)
- (3) 医師又は歯科医師であるときは、免許証の写し
- (4) 医師又は歯科医師でないときは、履歴書

第 2 号様式

解剖室外死体解剖許可申請書

年 月 日

(宛先) 京都市保健所長

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、法人の名称及び代表者名)

電 話

下記のとおり解剖室以外の場所で死体を解剖したいので、死体解剖保存法第 9 条ただし書きの規定により申請します。

記

解剖をしようとする者の住所、氏名及び年齢	住 所	〒
	氏 名	年齢
解剖をしようとする場所		〒
解剖室以外の場所で解剖を必要とする特別の事情		
死者の住所、氏名、生年月日及び性別 (死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別)	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別

第3号様式

死体保存許可申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、法人の名称及び代表者名)

電 話

下記のとおり死体を保存したいので、死体解剖保存法第19条第1項の規定により申請します。

記

保存をしようとする者の住所、氏名及び年齢	住 所	〒
	氏 名	
保存を必要とする理由		
保存をしようとする場所		〒
保存の方法		
死者の住所、氏名、生年月日及び性別（死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別）	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別
保存をしようとする死体の全部又は一部の別（一部を保存するときはその部位）		

添付書類

死体保存に関する遺族の承諾書（第4号様式）又は死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書（第5号様式）

第 4 号様式

死体保存に関する遺族の承諾書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり死体が死体解剖保存法第 19 条第 1 項の規定に基づいて保存されることに異存ありません。

記

死者の住所、氏名、生年月日及び性別	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別
保存しようとする者の住所及び氏名	住 所	〒
	氏 名	
保存をしようとする死体の全部又は一部の別（一部を保存するときはその部位）		

死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、法人の名称及び代表者名)

電 話

下記のとおり遺族の所在が不明で死体の保存に関して承諾が得られないことを申し述べます。

記

死者の住所、氏名、生年月日及び性別	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別
遺族の所在が不明な理由		

京都市指令 第 号
年 月 日

死体解剖許可証

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、法人の名称及び代表者名）

年 月 日付けの死体解剖許可申請については、死体解剖保存法第 2 条第 1 項の
規定により次のとおり許可します。

京都市保健所長

解剖をしようとする者の住所及び氏名	住 所	〒
	氏 名	
解剖をしようとする場所		〒
死者の住所、氏名、生年月日及び性別（死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別）	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別

京都市指令 第 号
年 月 日

解剖室外死体解剖許可証

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、法人の名称及び代表者名）

年 月 日付けの解剖室外死体解剖許可申請については、死体解剖保存法第9条
ただし書きの規定により次のとおり許可します。

京都市保健所長

解剖をしようとする者の住所及び氏名	住 所	〒
	氏 名	
解剖をしようとする場所		〒
死者の住所、氏名、生年月日及び性別（死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別）	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別

京都市指令 第 号
年 月 日

死体保存許可証

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、法人の名称及び代表者名）

年 月 日付けの死体保存許可申請については、死体解剖保存法第19条第1項の規定により次のとおり許可します。

京都市長

保存をしようとする者の住所及び氏名	住 所	〒
	氏 名	
保存をしようとする場所		〒
死者の住所、氏名、生年月日及び性別（死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別）	住 所	〒
	氏 名	生年月日 性別
保存をしようとする死体の全部又は一部の別（一部を保存するときはその部位）		

第9号様式

保存死体処分届

年 月 日

(宛先) 京都市長

届出者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、法人の名称及び代表者名)

電 話

下記のとおり死体を処分したいので、京都市死体解剖保存法の施行に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

記

保存している者の住所、氏名	住 所	〒
	氏 名	
保存許可年月日及び許可番号		
処分しようとする死体の全部又は一部の別 (一部を保存するときはその部位)		
処分する理由		
処分の方法		

添付書類

死体保存許可証 (第8号様式)